

# 向日市立第2向陽小学校 いじめ防止基本方針

向日市立第2向陽小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

向日市立第2向陽小学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、向日市・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

## 第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等(SC・SSW等)を加える。  
校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、教育相談部長、各学年主任、養護教諭
- 3 「いじめ防止対策委員会」は毎月開催する。なお、緊急に必要なときは、この限りではない。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに関する情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
  - (9) 当基本方針の見直し、定めた取組が計画どおりに進んでいるかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルによる検証

## 第2 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が家庭・地域社会等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

## 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
  - ア 児童の問いを大切にした授業の推進
  - イ 言語活動の充実
  - ウ 授業評価の活用(7月、12月)
  - エ ベル着の徹底
  - オ 教室環境の整備
- (2) 自己肯定感・有用感をはぐくむ取組の推進
  - ア 行事における学級づくりの推進
  - イ 異年齢活動の推進
  - ウ 自己の内面的強みを見つめる授業の実施
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
  - ア 道徳教育・人権教育・キャリア教育の推進
  - イ 体験活動・読書活動の推進
  - ウ 規範意識、コミュニケーション能力の向上
  - エ 児童会活動の推進
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
  - ア 教育相談・個別面談の実施(6月末、11月末、2月末)
- (5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
  - ア 校内研修の実施(年2回:第1学期、夏季休業中、その他ミニ研修は随時)
- (6) いじめの問題について児童自らが主体的に学び、いじめを防止する取組の推進

## 第3 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

また、担任だけの一方的な見方だけでは見逃す恐れもあることから、学年間での交換授業・委員会活動・クラブ活動・児童会活動・縦割り学級での取組等々さまざまな教師が指導を担い、常に気に掛かる言動がないか注意を払う。

### 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
  - ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
  - イ 共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。また、定例職員会議の児童交流の場において全教職員で共通理解する。
  - ウ 緊急の場合は、臨時職員会議等で情報を共有する。
- (2) 学期毎に全児童を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施
  - ア アンケート調査:6月、11月
  - イ 聞き取り調査:6月末、11月末、2月末

### (3) 相談体制の整備と周知

ア 聞き取り調査の中で気に掛かる児童には、日常的に話すようにし相談を行う。また、養護教諭にも連絡し、心の状況を把握する。

イ 場合によりスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの情報の共有を行う。

ウ 校内相談窓口・通報窓口の設置と児童及び保護者への周知

## 第4 いじめに対する取組

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員が情報を抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その時その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに生徒指導部長・管理職に伝え「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し方針を決める。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に複数で関係児童から事実を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、向日市教育委員会に報告する。
- (4) 被害児童、その保護者への支援を行う。
- (5) 加害児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けての学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) 集団の一員として、自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような学級・全校集団に向けた指導を進める。
- (8) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を実施し、適切な心のケアや指導を継続的に行う。

### 3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

### 4 いじめの解消

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の 2 つの要件を満たしていること。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。(止んでいる状態の期間は3ヶ月を目安)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

## 第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに向日市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を向日市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

## 第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
  - (1) 本校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
  - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を、ホームページ等で積極的に発信する。
  - (3) 学校運営協議会の場で、いじめ問題に関する情報を提供し、意見を求める。
- 2 関係機関との連携の推進  
警察、京都府家庭支援総合センター、向日市子ども家庭課等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。